

令和6年11月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所で歓迎行事を実施する場合に利用している飲食店その他の業者のリスト（秘書課が作成したもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、10月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、儀式典礼に関する事項や渉外連絡に関する事項を所管する秘書課にて本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、歓迎行事を実施する際に、必要に応じて業者に依頼することは考えられるものの、そのために予めリストを作成したり、リストに基づいて業者を選定して依頼したりする運用はなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

(3) よつて 原判断は相当である。